

○江南丹羽環境管理組合手数料条例施行規則

〔平成16年3月2日〕
規則第1号

改正 令和3年3月3日 規則第2号

(目的)

第1条 この規則は、江南丹羽環境管理組合手数料条例（昭和44年条例第4号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(数量の認定)

第2条 手数料徴収の基礎となる数量は、組合に設置してある計量器で計量した重量によるものとする。ただし、計量した重量が10キログラム未満のときは、10キログラムとする。

2 前項により計量することが困難又は支障のあるときは、計量証明書又は搬入車両の最大積載量等の合理的な方法によるものとする。

(手数料の納入方法)

第3条 手数料は、その都度納入しなければならない。ただし、条例第4条ただし書の規定による場合は、納付書により納入しなければならない。

(還付)

第4条 徴収した手数料は、還付しない。ただし、管理者が特別の事情があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(手数料の減免)

第5条 条例第5条の規定により手数料の減免を受けようとする者は、廃棄物処理手数料等減免申請書（様式第1）を管理者に提出しなければならない。

2 管理者が前項の減免を認めるときは、廃棄物処理手数料等減免承認書（様式第2）を申請者に交付するものとする。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月3日規則第2号）

この規則は、令和3年4月1日から施行する。